

求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応方針

1. はじめに

小岩井農牧株式会社（以下、当社）は、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法その他関係法令および厚生労働省の指針に基づき、採用活動等において、求職者、応募者、内定者、インターン生等（以下「求職者等」）に対するセクシュアルハラスメントを防止し、人格と尊厳を尊重した公正な機会を確保することを目的として、本方針を定めます。

2. 法令遵守の基本姿勢

当社は、以下の法令・指針を遵守します。

- ・男女雇用機会均等法（とりわけ第 11 条等：セクシュアルハラスメント防止措置）
- ・労働施策総合推進法
- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号。以下「セクハラ指針」）

上記指針に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメントも防止・対応の対象に含まれること

3. 基本方針

- （1）当社は、採用活動等において行われる、求職者等に対するいかなるセクシュアルハラスメント行為も認めません。
- （2）採用活動等に関与するすべての役員および従業員は、法令および社会通念を踏まえ、職務上必要かつ相当な言動のみを行わなければなりません。
- （3）セクシュアルハラスメントに関する相談・申出を行ったこと、または事実確認に協力したことを理由とする不利益取扱いを禁止します。

4. 求職者等セクシュアルハラスメントの定義

本方針における「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、採用活動等の場面において行われる性的な言動により、求職者等の就職活動環境を害し、または人格・尊厳を侵害する行為をいいます。

これは、意図の有無を問わず、相手が不快と感じるか否かを基準に判断されます。

5. 該当する行為の例（法令・指針に基づく）

以下は例示であり、これらに限られません。

- ・性別、性的指向、性自認、容姿、身体的特徴に関する不適切な発言

- ・結婚、交際、妊娠・出産、育児予定に関する質問や評価
- ・性的な内容を含む冗談、からかい、噂
- ・面接・選考と無関係な私的・性的な質問
- ・不必要な身体接触、個人的連絡先の要求
- ・採用・評価・内定の示唆を背景とした私的な誘い
- ・SNS やメッセージツールを利用した性的な連絡

6. 適用範囲

本方針は、以下を含むすべての採用活動等の場面に適用されます。

- ・会社説明会、合同企業説明会
- ・面接・面談（対面・オンラインを含む）
- ・インターンシップ
- ・内定後のフォローや連絡
- ・採用活動に付随する懇親・交流の場

7. 相談・申出体制（法令に基づく措置）

当社は、男女雇用機会均等法およびセクハラ指針に基づき、求職者等が相談・申出を行える体制を整備します。

【相談窓口】

担当部署：管理部（コンプライアンス担当）

連絡方法：

メール compliance@koiwai.co.jp

（送信の際は@を半角に置換をお願いいたします。）

電 話 019-692-3115

相談内容および個人情報、守秘義務を徹底し、適切に管理します。

匿名での相談についても、可能な範囲で対応します。

8. 事実確認および対応

相談・申出があった場合、迅速かつ公正に事実確認を行います。

セクシュアルハラスメントが認められた場合は、就業規則等に基づき厳正に対処します。

必要に応じて、再発防止策（教育・体制見直し等）を実施します。

9. 教育・啓発

当社は、男女雇用機会均等法および関係指針に基づき、採用活動等に関与する役員・従業員に対して、求職者等セクハラ防止に関する教育・研修を継続的に実施します。

10. 方針の周知および見直し

本方針は、社内および当社 Web サイト等により周知するとともに、法令改正や社会情勢の変化を踏まえて、適宜見直しを行います。

以上

2026 年 8 月

